

新しい農業委員が決まりました

伊賀市農業委員会委員の選挙および選任による委員が決まりました。任期は平成23年7月19日までの3年間で、農業生産力の発展および農業経営者の合理化を図り、農業従事者の生活向上に寄与するため、ご尽力いただくことになりました。新しい委員の方々は、次のとおりです。(敬称略)

地区名	氏名	住所	地区名	氏名	住所
小田	福持 佐九治	小田町	河合	北出 富三	千貝
久米	前川 輝昭	四十九町	河合	奥田 勝洋	千貝
長田	谷中 保夫	長田	河合	澤江 稔	川合
花之木	小澤 善範	大内	鞆田	城 征衛	上友田
島ヶ原	松永 武夫	島ヶ原	鞆田	西田 宰	西湯舟
島ヶ原	山出 治男	島ヶ原	鞆田	城 一郎	下友田
島ヶ原	柰永 壽満子	島ヶ原	玉滝	田中 武久	玉瀧
新居	藪裏 素行	東高倉	玉滝	吉岡 康夫	玉瀧
三田	山口 芳一	三田	丸柱	竹澤 久善	音羽
諏訪	吉田 康一	諏訪	山田	三苫 富貴子	炊村
府中	田中 一巳	一之宮	山田	川合 適	出後
上野	柳島 正一	上野車坂町	布引	吉岡 亮二	川北
中瀬	葛原 常幸	荒木	阿波	川瀬 洋	上阿波
友生	橋本 憲和	中友生	阿保	前川 三郎	寺脇
依那古	中森 久一	市部	阿保	坂本 安司	勝地
比自岐	中井 健一	摺見	上津	稲森 定男	北山
神戸	福壽 勇	上神戸	種生	小竹 卓夫	種生
猪田	松岡 好夫	山出	矢持	東 成弘	諸木
古山	浅野 潤憲	安場			
花垣	泰羅 俊哉	治田			
花垣	森下 光子	治田			
柘植	増田 胤久	野村			
柘植	大井 雅文	柘植町			
柘植	栗原 幸生	柘植町			
西柘植	福山 宏一	柏野			
西柘植	服部 長年	愛田			
壬生野	北村 克彦	山畑			
壬生野	坂口 一昌	西之澤			
壬生野	中林 幸子	山畑			

【問い合わせ】

伊賀市農業委員会事務局

☎ 22-9669

平成20年9月 福祉医療費助成制度を改正します

現在

◆出生から4歳の誕生日の月末まで

外来・入院時の医療機関で支払っていただいた金額のうち医療保険各法による自己負担相当額（※）を助成



◆4歳から就学前(6歳の最初の3月31日)まで

入院時の医療機関で支払っていただいた金額のうち医療保険各法による自己負担相当額（※）を助成

改正後

◆出生から就学前(6歳の最初の3月31日)まで

外来・入院時の医療保険各法による自己負担相当額（※）を助成します（端数処理の関係で実際に窓口で支払う額と10円未満の違いがある場合があります）



（※）高額療養費・付加給付金が医療保険者から支給される場合や公費負担がある場合には、その分を差し引いた額となります。高額療養費・付加給付金については加入の医療保険者へ請求してください。

●住民税非課税世帯で減額認定証を交付されている方に助成していた入院時の食事代は、廃止します。（全医療費助成対象）

●心身障害者医療の表記を「障がい者医療」に変更します。

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎ 22-9660

福祉医療費助成制度について

★ 障がい者医療

【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する方で、本人および扶養義務者などの所得が制限額表の額以内の方

- ①身体障害者手帳1級・2級・3級のいずれかをお持ちの方
- ②療育手帳AまたはBをお持ちの方
- ③身体障害者手帳4級と療育手帳B（中度）の両方をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

【助成対象医療費】

- ・償還払い(*注1)
- ・医療保険各法による自己負担相当額(*注2)

※ただし、65歳以上重度の方は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担相当額

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、入院以外の医療費

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・健康保険証
- ・印鑑（スタンプ印不可）
- ・振込先のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）

※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の方は後期高齢者医療被保険者証もお持ちください。

扶養の人数	本人の所得額	配偶者および扶養義務者の所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8

9月1日から福祉医療費の受給資格証が変わります。

所得制限がありますので、現在資格のある方と、停止中の方の資格の見直しを行います。福祉医療費受給資格のある方には、新たに受給資格証（さくら色）を送付します。医療機関などで受診されるときは、健康保険証と併せて窓口で提示してください。

受給資格条件に該当する方で、受給資格認定申請をしていない方は申請をしてください。

★ 一人親家庭等医療

【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する方で、本人および扶養義務者などの所得が制限額表の額以内の方

- ①母子家庭で養育されている18歳未満児(*注3)とその母
- ②父子家庭で養育されている18歳未満児とその父
- ③父または母のいない18歳未満児とその養育者
- ④父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある18歳未満児とその父または母

【助成対象医療費】

- ・償還払い(*注1)
- ・医療保険各法による自己負担相当額(*注2)

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証
- ・印鑑（スタンプ印不可）
- ・振込先のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）
- ・児童扶養手当証書または公的年金証書もしくは児童および養育者の戸籍謄本

一人親家庭等医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	児童等の養育者、配偶者および扶養義務者の所得額
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0
5人	382.0	426.0

★ 乳幼児医療

【対象者】

就学前乳幼児（6歳の最初の3月31日までの間にある乳幼児）で保護者の所得が制限額表の額以内の方

【助成対象医療費】

- ・償還払い(*注1)
- ・医療保険各法による自己負担相当額(*注2)

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証
- ・印鑑（スタンプ印不可）
- ・振込先のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）



乳幼児医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	保護者の所得額
0人	532.0
1人	570.0
2人	608.0
3人	646.0
4人	684.0
5人	722.0

(*注1) 「償還払い」とは、医療機関等窓口では一旦お支払いいただき、後で助成させていただく方式のことです。

(*注2) 助成金額は、保険適用となる窓口負担額から、高額療養費、公費負担金、付加給付金を除いた額となります。

(*注3) 「18歳未満児」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日が到達日）以降最初の3月31日までの間にある方です。